

令和4年第7回

君津市農業委員会議事録

令和4年7月5日（火）

令和4年第7回君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年7月5日（火）午後2時00分から午後3時07分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 9号から議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第18号から議案第19号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第6 議案第20号 令和4年度第3次農用地利用集積計画について

日程第7 議案第21号 空き家に附属する農地の下限面積（別段面積）の設定について

日程第8 報告第 1号から報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第9 報告第 9号から報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番	鈴木	郁夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	4番	小笠原	武男
5番	笹本	幸恵	6番	宇野	真弘
7番	神子	純一	8番	石橋	定雄
9番	真板	徹	10番	田丸	三郎
11番	鳥海	純次	12番	江澤	康雄
13番	鈴木	清	14番	粕谷	定嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	永田	聡
事務局次長	永	一環
会計年度任用職員	白	勇一
経済環境部農政課企画調整係長	奥	康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。

本日も御苦労さまでございます。

6月はあっという間に梅雨が明けてしまいまして、それに引き続いて大変な猛暑、記録的な猛暑が起きました。過去に例がないということでございます。

そうした中で、今日はまた台風のシーズンであることを感じますけれども、いろいろな意味で、まだこれから暑い夏が来るわけですから、農業分野におきましては、なかなか厳しい、いいことはなく厳しい状態があるのかなと思わざるを得ません。

そうした中で、いろいろ情報を早めに共有しまして、それぞれの早めの対策をして、これから秋に向けまして少しでも取りこぼしのないように進めていけたらなというふうに思います。

そして何よりも体調管理が大事でございます。コロナのほうも、まだ落ち着く様子は見られません。そういったことも含めまして、それぞれの体調管理十分されまして、それぞれの生産現場で頑張ってください、そしてまた、農業委員としての活動、これにも御尽力いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

◎諸般の報告

会 長 それでは、諸般の報告に入りたいと思います。

6月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

6月28日、第117回千葉県農業会議総会及び市町村農業委員会会長事務局長会議が、千葉市のホテルプラザ菜の花において開催をされました。私と事務局長が出席いたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は、14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年第7回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

11番、鳥海純次委員、12番、江澤康雄委員の2名をお願いします。

◎議案第1号ないし議案第8号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条の許可案件について御説明いたします。

議案第1号、小香地先の畑2筆、2,257平方メートル、畑2筆、786平方メートル、合計3,043平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由といたしましては、譲渡人は相続で取得したが維持管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2,844平方メートルの農地を経営しておりまして、今回の申請の面積3,043平米を加えますと、下限面積の50アールを上回ることができます。

農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えておりまして、資格については問題ないと思われれます。

続きまして、議案第2号、議案第3号ですが、申請人が同一でございますので、一括して説明をさせていただきます。

議案第2号は中島地先の田1筆、面積1,075平方メートルを、議案第3号は同じく中島地先の田1筆、面積1,862平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、議案第2号の譲渡人は他の仕事により耕作できないため、議案

第3号の譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は農業の経営規模を拡大するためです。

許可基準といたしましては、今現在下限面積を超えた1万5,323平方メートルの農地を経営しております。農機具はトラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えておりまして、資格については問題ないと思われれます。

続きまして、議案第4号について説明をいたします。

鎌滝地先の田1筆、面積1,030平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は農地を維持管理する余力がないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた5,232平方メートルの農地を経営しております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格については問題ないと思われれます。

続きまして、議案第5号について説明をいたします。

辻森地先の田1筆、面積680平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は下限面積を超える2万8,699平方メートルの農地を営し、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格については問題ないと思われれます。

次に入りまして、議案第6号、議案第7号については、この申請人が同一でございますので、一括して説明をいたします。

議案第6号は大戸見地先の田1筆、面積1,186平方メートルを、議案第7号は大戸見地先の畑5筆、面積3,894平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は両議案とも現在休耕しており、保全管理が困難なため、譲受人は生産を予定している作物に適した土地を取得し、新規に就農するためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人、法人なんですけれども、本法人は新規に就農する市外の法人で、代表取締役は農作業のほか事務や販売の農業業務を主に行い、現地での農作業に

常時従事する者は、君津市内に在住の重要な使用人ということになります。代表取締役及び重要な使用人については、近隣市で研修を受けておりまして、現在も相談や指導を仰げる体制にあるということなので、技術には問題がないということを確認しております。その他農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。

面積については、今回の両議案の申請面積を合計いたしますと、5,080平方メートルとなりまして、大戸見の下限面積40アールを超えることができます。

農機具は運搬車、剪定ばさみ、草刈り機、手押し車を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。議案第8号でございます。

笹地先の畑2筆、面積810平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は遠隔地で農地の保全管理ができないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人は下限面積を超えた1万5,647.51平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具はトラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。以上で、3条許可案件の事務局の説明を終わります。どうぞよろしくお願

いいたします。議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、2番、鮎川委員からお願いいたします。

鮎川委員 2番の鮎川です。

議案第1号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、1ページと2ページを御覧ください。

まず、1ページですが、これは小香なんですけれども、この図で説明するのは難しいんですけれども、上湯江との境から郡ダム方向へ600メートルほど行ったところが1号の1という表記のところになります。

次が2ページの上湯江なんですけれども、2ページの上湯江は上湯江自治会館の前からため池がありまして、その間を通る道を上がって300メートルほど行ったところが1号の3という表記のところになります。

また、君津自動車板金の先のY字路を右に曲がって400メートルほど行ったところが1号

の2の表記のところでは。

6月28日に譲渡人の息子さんと譲受人の父親と現地確認を行いました。1号の1は地目は畑ですが、山が近く竹林となっておりました。タケノコを取る予定ということでした。1号の2は畑として使用されており、大豆を栽培しているそうです。1号の3は畑として栽培しているようではありますが、雑草が生えておりあまり管理されていない状態でした。

特に問題はないと思われまます。御審議よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、議案第2号ないし第3号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第2号、3号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

2号、3号は譲受人が同一のため一括します。申請場所は別冊3ページを御覧ください。

小糸川の六三橋の北東約500メートル付近に位置する田んぼで、6月26日、譲受人と現地の立会いをしました。譲受人は規模拡大のため維持管理、耕作するもので、特に問題ないと思われまますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議 長 続きまして、議案第4号について、6番、宇野委員からお願いします。

宇野委員 6月29日の4時頃現地で譲受人の方とお会いしました。場所は別冊の4ページを御覧ください。

鎌滝の消防署のある田んぼの原っぱというか、中にその田んぼが、農地の場所があります。

譲渡人は鎌滝建材の親族で相続したもので、本人は障害を持っており、なかなか農地の維持管理等難しく、今回相続によってこの農地を取得した経緯です。

譲受人の方は、亡くなった父親との仕事仲間の中でこの話になったそうです。近くで運送会社をお兄さんと一緒に経営している方です。将来的には農業を少しずつやっていきたいというようなことでした。

場所は建材をやっているということで、埋立てとか、そういうこともちょっと確認したんですが、現地も本当に田んぼの中にあるような場所で、資材を置いたりとかということが出来る場所でもなく、農地として維持していくことしかできないような場所でしたので、特に問題ないと思われまます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続きまして、議案第5号について、これは私から報告をいたします。

まず、別冊の5ページを御覧いただきたいと思います。

真ん中をずっと縦に通っているのは国道465号です。上のほうが君津方面へ、そして下のほうが国道410号線に接続となる場所でございますが、この通り上のほうに井戸店という店がございます。そこから300メートルぐらい鴨川方面に進んで、そこからY字路的に右に入りまして、小糸川を渡って1キロ弱だと思います。そこに申請人の宅地と、それを取り囲むように農地が集まっていると、そういう状況でございます。

6月30日に譲渡人には電話をいたしまして、内容を聞き取りいたしました。翌7月1日、現地を確認して、譲受人に事情を伺った次第でございます。3月の総会でこの自宅周辺一帯の農地の所有権を移動した中のこの1筆が残っていたということで、法務局のほうから指摘されまして、調べ直した結果、この1筆が申請になったということでございます。

特に問題はないと思われまので、よろしく御審議をください。

以上でございます。

続きまして、議案第6号ないし第7号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第6号、7号について報告します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙6ページを御覧ください。

6号議案については、中央に小櫃川が流れています。上の方ですけれども、吉祥寺から上のほうへ500メートルぐらい行ったところで、集落がありますけれども、やはり川の上のほうの現地であります。

それと、もう一方、7号議案は吉祥寺から今度は右のほうにやはり500メートルぐらい行って、回りは太陽光施設がずらりと並んでいる一角であって、一番先端のところであります。どちらも高齢で、保全管理されているところでありまして、業者はブルーベリー等を生産ということでありましたので、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第8号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案8号について説明をいたします。

詳細については、事務局説明のとおりです。

別冊地図7ページをお開きください。

図面左側、上から下に走っている道路は、主要地方道市原鴨川線です。申請地は2か所で、

その主要地方道沿いに1筆、そして50メートルほど入ったところに1筆の計2筆であります。

6月27日、譲受人と現地を確認しました。現地の1つは、水稻の苗場として、もう一つは畑として譲受人が譲渡人から委託を受けて管理しておりました。このたび農業経営拡大のため取得するとのことでした。

譲渡人とは6月30日、電話で確認をしました。譲渡人は東京都内に居住しており、農業経営も行っておらず、管理が大変なことから処分するとのことでした。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第9号ないし議案第17号

議長 日程第4、議案第9号ないし第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第9号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

貞元地先の畑1筆、面積892平米を貸借により障害者グループホームへ転用します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第2種農地相当となります。建築面積215.1平方メートルのグループホームに転用したいとのことです。

君津圏域での在宅医療ケアが必要な方の暮らしの場がなく、親の高齢化に伴いグループホームの整備が急務になっております。

計画地は埋立て等を行わず、整地のみを実施します。

給水は市営水道を利用し、排水は敷地内の合併槽で処理後、隣接水路へ放流します。雨水についても同じ水路に放流します。

工事中はシート養生等を行い、周囲に危険が及ばないようにし、施工後は法人の防災計画に基づき施設を運営いたします。

建物を平家建てとし、周囲の農地の日照への影響のない建物の配置計画を行います。

議案第10号について御説明いたします。

郡地先の田2筆、面積440平米を貸借により専用住宅へ転用します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第2種相当となります。譲受人と譲渡人は親子関係で、建築面積111.58平米の専用住宅に転用したいとのことです。子供が生まれ現在の住まいが手狭になったことから、また、両親の農作業の手伝いや子育てに都合がいいことから、両親の住まいに近い当該地を選定しました。

計画地は、埋立て等をせず整地のみ実施します。

上水道は、前面道路の給配水本管より引き込みます。汚水・排水は、前面道路の下水道管に接続します。雨水排水は前面道路の集水桝に接続し、雨水本管に放流します。

工事中は、周囲にごみ等が散乱しないよう幕等により飛散防止に努めます。工事期間中は火器の使用に十分留意し、防災に努めます。

日照、通風ともに建物規模、配置ともに影響はありません。

土砂流出については、隣接する農地高低差があまりないことから心配は考えていないとのことです。

議案第11号について御説明いたします。

上地先の田1筆、面積1,265平米のうち820平米を貸借により資材簡易倉庫置場及び駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種相当となります。建築業を営んでおり、個人宅を事務所兼資材置場として利用していましたが、事業拡大を図るため、資材簡易倉庫物置及び駐車場へ転用したいとのこと。候補地を他に探しましたが、予算や環境等立地条件に合う土地が見つからなかったこと、また、譲渡人は管理面積が広いことため管理が困難であったことからです。

埋立て等を行わず、整地のみ実施いたします。用水は使用しません。雨水排水は自然浸透といたします。

工事中は保安員を配置の上、周囲に危険が及ばないようにします。

土砂流出を防ぐとともに、周辺農地への日当たり等影響を及ぼさないようにします。

議案第12号、議案第13号について関連がありますので、一括して御説明いたします。

西原地先の畑2筆、面積1,393平米を所有権移転により事務物流倉庫用地へ転用します。

申請地のほかに山林1,103平米を含め、計2,496平米の敷地に、建築面積450平米のテント倉庫と274.92平米の事務所を設置したいとのこと。です。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地相当となります。本来第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに限り認められる」ものです。

譲受人は地元の土地改良に農業土木の資材を下すなど地域に密接した事業を営んでおり、現在の事務所は借家で手狭になり、県道からの入り口が狭く大型車が入れず事業に支障が出ております。将来的には、本計画地に事業の全てを移転する計画です。

計画地は埋立て等を行わず整地のみ実施いたします。用水は井戸を掘削します。汚水排水は合併浄化槽で処理し、雨水とともに市道側溝へ放流します。

工事が始まる前に防災計画の説明をいたします。

申請地より低い土地には土留めをし、土砂流出防止の防災工事を行います。施行後は隣接地の方に再度声をかけ、要望を伺うようにいたします。

議案第14号について御説明いたします。

議案書4ページを御覧ください。

依田地先の田1筆、290平米を貸借により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。譲受人と譲渡人は親子関係で、第2子の出産を機に申請地に建築面積62.05平方メートルの専用住宅に転用したいとのことです。

現状の宅地では手狭であることから、隣接地である申請地に専用住宅を建設することにより、今後実家の農業経営を支援するとともに、コミュニケーションが図れ、生活改善が見込まれます。

用水は市水道を利用し、排水は合併浄化槽を設置し、南面に接する水路に放流します。

工事中は建築物周辺にネットフェンスを張り、ごみ等の飛散防止をします。

基礎コンクリート工事、建物組みはガードマンを置きます。

農業用排水施設の利用、日照、通風の配慮と土砂防止に努め、周辺農地への営農に支障がないよう注意いたします。

議案第15号について御説明します。

広岡地先の田2筆、面積2,118平米を所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。譲渡人は農業機械がなく、子供は遠方に生活しており、申請地では梅を栽培しておりますが、営農収益はほとんどなく、草刈り等の管理が負担となっております。そこで農地を利用して環境面に配慮した有効利用を譲受人に依頼するもので、申請地には太陽光パネル240枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみです。用水は使用せず、排水は雨水のみで自然浸透とします。

施設整備時には周辺農地の作付等に十分に配慮するとともに、粉塵、防音、ビニール類等の飛散防止に最善の注意を払います。

また、工事中には土砂等流出しないようにします。

太陽光発電は高くない構築物にし、周辺農地に通風、日照で営農阻害しないよう配慮します。

また、農業用用水への土砂が流出しないよう十分配慮します。

経産省及び東京電力への申込み、景観条例の届出は済んでおります。

議案第16号について御説明いたします。

草川原地先の田1筆、面積200平米を貸借により駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。譲受人は亀山ダム湖畔で釣り船ボートハウスを営んでおり、近年は首都圏よりアクララインを利用したお客様が多数来場しており、駐車スペースが不足していることから、駐車場に転用したいとのことです。

コロナの影響で個人の来客も多くなったこともあり、ボートハウス周辺や既存の駐車場だけでは手狭になり、駐車場の拡大は急務であります。

用水は使用しません。雨水排水は自然浸透とします。施設整備時は周辺農地への作付等に十分配慮します。

周辺農地に通風、日照で営農阻害がしないよう配慮します。

また、農業用用水への土砂が流出しないよう十分注意します。

議案第17号について御説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

笹地先の田1筆、面積1,438平米を所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。譲渡人は相続で取得しましたが、遠隔農地であり農業機械を所有していません。現在はイノシシ等の獣害により作付をせず、保全管理の状態です。荒廃しかねない土地の有効利用として太陽光発電に活用したいという譲渡人の要望を受け、譲受人が申請地に太陽光パネル244枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用せず、排水は雨水のみで自然浸透とします。

施設整備時には周辺農地への作付等に十分配慮するとともに、粉塵、防音、ビニール類の飛散防止に最善の注意を払います。

また、工事中には土砂流出をしないようにいたします。

太陽光発電は背の高い構築物ではなく、周辺農地に通風、日照等で営農阻害しないよう配

慮します。

また、農業用用水の土砂が流出しないよう十分配慮します。

経済産業省及び東京電力への申込み、景観条例の届出は済んでおります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第9号ないし第10号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第9号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊8ページを御覧ください。

図の中央を斜めに通る道が六手貞元線になります。2つあるJAの表記のうちの上のJAの表記が農協の貞元支店になります。ここから貞元橋方向に進み、橋を渡った先になります。

6月29日に、代理人と現地確認を行いました。現地は地目は畑ですが、耕作はされておられません。草刈りはされており、管理された状態でありました。

譲受人はグループホームを経営しており、障害者も受け入れるグループホームのため、介護付きの施設となり、何か所もグループホームを造っているということでした。

特に問題ないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

続いて、議案第10号について説明します。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊9ページを御覧ください。

図の右上からカーブしている道が国道127号線になります。郡の信号から春日橋方向に向かい、橋を渡る手前を入ったところになります。

6月28日に、代理人と現地確認を行いました。現地は地目は田んぼですが、耕作はされておられません。草刈りはされており、管理された状態になっていました。周辺は開発されて住居専用地域となっており、家が建ち並んでおります。ここの場所は、田んぼとしておくより住宅地として活用するほうが有効だというふうに思いました。

譲受人の両親の農作業を手伝いするために、この場所に住まいを、この土地を選んだということだそうです。

特に問題ないと思われれます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、議案第11号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

第11号議案について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

7月1日、譲受人、譲渡人の現地立会いの依頼の方と現地確認、聞き取りをいたしました。

申請場所は、別冊10ページ御覧ください。

地図中央の川が小糸川です。そこに共和橋とあります。橋を渡って三差路を右側に進み、約200メートルくらい行った左手になります。

地目は田んぼになっていますが、減反の時期に梅の木を植えて栽培していたようです。年数経過で木が枯れ始めていてどうしようかと思っていたところ、譲渡人の親族が隣に住んでいて、住宅改修の業者さんが入っていて、資材置場を探していると話を聞き、話が決まったようでした。

梅の木も片づけられていて、あと数本切ることになっているようです。

資材置場として1年ごとの更新をするとのことでした。

特に問題はないと思われまます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第12号ないし13号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案第12号、第13号について御説明いたします。

譲受人が同一ですので続けて説明をいたします。

申請内容は、事務局説明のとおりです。

6月27日、代理人の方に連絡を取りまして、午後から現地で話を伺いました。

場所ですけれども、別冊11ページを御覧ください。

資料の濃いのがこれ小櫃川になります。西賀和橋から1キロぐらい行き、左側が申請地になります。現在、重機等で整地してあります。

12号議案と13号議案の譲渡人は、申請地が地続きになっております。また、家から遠くて管理ができないため、また、譲受人は土木資材の販売する会社であります。現在借地で事業をしていますが、県道からの入り口が狭くて大型車が入れず、事業に支障が出てきております。申請が許可になれば、借地を返還して会社の所在を当申請地に変更するとのことで

す。

申請地の回りは山林や休耕地でもあり、また、会社名義の土地も隣接しており、その土地と合わせると希望する広さの面積を確保できるので、事業のための事務所と駐車場倉庫を造るための今回の申請になります。

特に問題はないと思われます。よろしく御審議お願いいたします。

議長 続きまして、議案第14号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第14号について説明いたします。

現地確認について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は、別冊12ページを御覧ください。

中央を走っているのは、410号線です。JAの味来圃の小櫃店の前を、直売所前を通り、俵田の信号を右折して100メートルぐらい行ったところですよ。

6月29日、代理人の方と連絡を取り、現地でお会いしてお話を伺いました。現地は名目は水田ですけども、耕作されておらず、きれいに草刈りはされておりました。600平米の農地で埋立ては全部1メートル未満とのことでしたが、そのうち290平米を分筆して専用住宅を建て、残りの部分は畑として使用するとのことでした。

譲渡人と譲受人は親子関係であります。周辺には農業施設もなく、住宅も建っており、隣地の承諾も取っており、雨水や雑排水は合併浄化槽で既存の土地改良区の排水施設に流すとのことでも許可も取ってありました。

別に問題ないと思われますので、よろしく御願いいたします。

議長 続きまして、議案第15号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第15号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊13ページを御覧ください。

図面の中で太いほうが小櫃川でありまして、もうちょっとあって国道410号であります。丸晴自動車より500メートルぐらい行き、そこを30メートルぐらい左に入った畑の場所になっております。

28日に、代理人と現地で話を聞きました。現在は保全管理をされておまして、引受人

は太陽光発電をしたいということです。

特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、議案第16号ないし第17号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号第16号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりです。

別冊14ページをお開きください。

図面左から右に走っている道路は、国道465号線です。図面中央で蛇行しているのは亀山湖であります。

申請地は、国道465号線沿いに位置しております。

6月25日、代理人と現地を確認しました。譲受人は亀山湖畔で貸しポートハウスを営んでおり、現在駐車場26台を有していますが、手狭なため拡張するものであります。

譲渡人は農業経営を行っておらず、現地は保全管理農地となっております。草刈り等管理の手間がはぶけることから転用することに至ったそうです。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、第17号について説明いたします。

詳細については、事務局説明のとおりです。

別冊位置図15ページをお開きください。

図面右側、上から下に走っている道路は、主要地方道市原鴨川線です。申請地はこの主要地方道から400メートルほど入った通りに位置しております。

6月25日、代理人と現地を確認しました。現地は未耕作の状態でしたが、草刈り等は行い、保全管理されておりました。

周辺は太陽光発電施設が設置されておりました。

譲渡人は農業経営を行っておらず、自己管理を少しでも軽減するため、太陽光発電施設として処分するとのことでした。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

宇野委員。

宇野委員 議案第9号についてちょっと教えていただきたいんですけども、グループホームというのはどういうものなんでしょうか。

永寫次長 この場合のグループホームですが、知的障害ですとか、一部障害をお持ちの方がだんだん高齢になってきて集団生活をするというようなところですよ。

室内の計画を見ますと、個室をそれぞれ持つことになります。団体生活をしていくというふうなものです。この場合は今まで違うところで生活していた人なんですけれども、本人たちがやはりだんだん年齢が上がってきたと、今までは集合住宅に近いようなところで生活しているんですけども、そこは2階家だったりして、なかなか足腰のほうも弱ってきたので、平家のようなスペースで生活をしたいということで新規でこの場所が設置されるようになりました。

宇野委員 隣接する家が、農地もあるんですけども、隣近所に、説明とかあるのかなと。

永寫次長 その点については、事業者から既に自治会を通して周辺の方に説明会を1回既に開かれて、理解を得ているというふうな説明がありました。

宇野委員 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等がありませんので、それでは採決をしたいと思います。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第10号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

◎議案第18号ないし議案第19号

議 長 日程第5、議案第18号ないし第19号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

永嶋次長 議案第18号ないし議案第19号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

大野台地先の田5筆、面積3,579平米、畑2筆、面積578平米の砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和4年11月30日まで許可を得ていましたが、令和5年11月30日まで計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第20号

議 長 日程第6、議案第20号 令和4年度第3次農用地利用集積計画についてを議題と

いたします。

なお、議案第20号につきましては、10番、田丸三郎委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(10番 田丸委員 退室)

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉でございます。

議案第20号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和4年度第3次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書8ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、清和地区1件、4筆、5,004平方メートル、小櫃地区13件、104筆、11万7,321.87平方メートル、合計14件、108筆、12万2,325.87平方メートルでございます。

所有権移転につきましては、今回はございません。

個別の案件につきましては、議案書9ページから20ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第20号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

10番、田丸三郎委員の入室を認めます。

(10番 田丸委員 入室)

◎議案第21号

議長 日程第7、議案第21号 空き家に附属する農地の下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、議案第21号について説明します。

本議案は、空き家に附属する農地の別段面積を1アールとする指定申請があったために、君津市空き家に附属する農地の別段面積取扱規程第6条に基づき御審議をお願いするものでございます。

この規定の第6条につきましては、議案書の下段に記載してございますので、御確認ください。

申請地は、君津市福岡字台の5筆になります。

議案書の上から読ませていただきます。

福岡字台417番1、田、353平方メートル、同じく419番1、田、1,092平方メートル、420番1、田、52平方メートル、422番3、田、225平方メートル、503番3、畑、2.8平方メートル、この5筆、面積合計で1,724.8平方メートルになります。

指定の要件といたしまして、申請地が君津市空き家バンクに登録されていること及び遊休農地または遊休農地になる見込みがあるかについては、書類や申請者等からの聞き取りにより満たしていることを確認しております。

また、本案により申請農地が指定されますと、空き家の取得と指定された農地を同時に取得するものに限り、通常の下限面積要件、福岡地区においては40アールにないますけれども、この条件を満たす必要がなく、当該農地を取得することができることとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第21号について、6番、宇野委員からお願いします。

宇野委員 6番、宇野です。

21号議案について説明します。

詳細は、事務局の説明のとおりです。

7月4日の午後に担当の方、JAきみつの不動産センターの方と連絡を取りました。

場所は、別紙の17ページを御覧ください。

この丸のついた真ん中の通っている道が、下のほうが鎌滝・清和方面で、上に行くほうが塚原・中島方面の場所です。この通りには黄色い床屋さんがあって、小さなサッシ工場が、町工場みたいなものがあります。場所はその町工場の隣接している住宅で、さらにその住宅と道に隣接している田んぼと、一段下がったような場所にある棚田というか、小さな農地が、ちょっと細かいものが附属しているような状態の場所です。

申請者の方は相続でこの土地を取得して、現在は千葉市のほうに住んでいて近隣には住んでいないということで、この場所を売却したいということで、不動産センターに相談して今回の話になったような経緯でした。

その不動産センターの方も、この場所を宅地、住宅だけで売ってしまうと農地だけが残ってしまうような状況で、僕もそれを現地で確認して、福岡という場所、すごい中山間地、山の中にあるので、全体的に棚田というか、すごい連なっているような場所ではないので、近隣の農地に対して規模を広げるということもできなそうで、田舎暮らしする人にはちょうどいいのかなというような場所で、これが今後ばらばらに取扱われてしまうと遊休農地に間違いなくなってしまいそうな場所なので、今回の下限面積の変更は特に問題ないと思われまので、よろしく御審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第21号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第16号

議 長 日程第8、報告第1号ないし第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第9号ないし第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第21号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等がないようですので、報告第1号ないし報告第21号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和4年第7回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第8回農業委員会総会は、令和4年8月5日金曜日に市役所6階災害対策室にて開催の予定でございます。よろしくお願いいたします。

(午後3時07分)